

医師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年三月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百三十一号

医師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十七条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(法第十七条の二第一項の政令で定める医業)

第十三条 法第十七条の二第一項の政令で定める医業は、処方箋の交付とする。

附則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄

○ 医師法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）（抄）【令和五年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十七条の二第一項の政令で定める医業） 第十三条 法第十七条の二第一項の政令で定める医業は、処方箋の交付とする。</p> <p>（医師試験委員） 第十四条 （略）</p> <p>（公表事項） 第十五条 （略）</p> <p>（事務の区分） 第十六条 （略）</p>	<p>（新設） 第十三条 （略） （医師試験委員）</p> <p>（公表事項） 第十四条 （略）</p> <p>（事務の区分） 第十五条 （略）</p>